租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

1　非居住者等に係る金融口座情報の報告制度に係る報告対象国の範囲に、セネガル、トリニダード・トバゴ及びルワンダを加え、モロッコ、モンテネグロ及びヨルダンを削る。（別表関係）

2　この省令は、公布の日から施行する。（附則関係）